

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案の訂正について
 - 2 議案第 2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
 - 3 議案第 3号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）
 - 4 議案第 4号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 5 議案第 5号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
 - 6 議案第 6号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 7 議案第 7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 8 議案第 8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第 9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について
 - 13 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
 - 14 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 15 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 16 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 17 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 18 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 19 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 20 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 21 議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算
 - 22 議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 23 議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 24 議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 25 議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 26 議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 27 議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（13名）

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 塚田一男君 | 8番 | 渡辺正男君 |
| 2番 | 湯本るり子君 | 9番 | 山本光俊君 |
| 3番 | 白鳥金次君 | 10番 | 西宗亮君 |
| 4番 | 山本岩雄君 | 11番 | 小林克彦君 |
| 5番 | 湯本晴彦君 | 12番 | 徳竹栄子君 |
| 6番 | 布施谷裕泉君 | 13番 | 高山祐一君 |
| 7番 | 高田佳久君 | | |

○ 欠席議員次のおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 小林元広 | 議事係長 | 田村英則 |
|--------|------|------|------|

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 竹節義孝君 | 副町長 | 増田隆志君 |
| 教育長 | 柴草隆君 | 会計管理者 | 小林一夫君 |
| 総務課長 | 小林広行君 | 税務課長 | 常田和男君 |
| 健康福祉課長 | 大塚健治君 | 農林課長 | 鈴木隆夫君 |
| 観光商工課長 | 湯本義則君 | 建設水道課長 | 山本和幸君 |
| 教育次長 | 宮崎弘之君 | 消防課長 | 湯本睦夫君 |
| 危機管理課長 | 町田昭彦君 | | |

(開 議)

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 議案の訂正について

議長(高山祐一君) 議事に入ります。

日程第1 議案の訂正についてを上程し、議題とします。

訂正の理由について説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めておはようございます。

本会議の貴重な時間、誠に申し訳ございませんが、議案審議をいただく前に、2月28日開催の議会本会議にて上程いたしました議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計について、訂正のお願いを申し上げます。

一般会計予算書の153ページ、154ページの12款2項3目の介護保険特別会計繰出金2億8,760万円につきまして、金額に誤りがありました。正しくは85万7,000円減額の2億8,674万3,000円ですので、訂正をお願いいたします。

なお、これに伴い歳入歳出予算についても、30ページの19款1項2目1節財政調整基金繰入金を85万7,000円減額し、3億9,467万2,000円となります。予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ79億8,814万3,000円となります。

今後、このような事務的ミスがないよう、十分注意してまいります。改めておわびし、訂正をお願いいたします。

なお、訂正につきましては、関係する箇所に含めてお手元に配付させていただきました関係書類の差し替えにてよろしくをお願いいたします。大変ご迷惑をおかけいたしました。

以上です。

議長(高山祐一君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正について、許可することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案の訂正については許可することに決定しました。

-
- 2 議案第2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
 - 3 議案第3号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）
 - 4 議案第4号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 5 議案第5号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
 - 6 議案第6号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 7 議案第7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（高山祐一君） 日程第2 議案第2号から日程第7 議案第7号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。以後の議案についても同様とします。

議案第2号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男です。

4点お願いいたしたいと思います。

まず、9ページの歳入の町税のところなんです、町民税かなり大きな額の増額補正なんです、これは理由をお聞きしたいんですが、単純に町民の皆さんの収入というかそういうのが見込んだよりも多くてこういう形になったという理解してよろしいですか。

議長（高山祐一君） 税務課長。

税務課長（常田和男君） お答えします。

令和3年度当初予算のときに、コロナ禍もありましたので、少し堅く見ていたということもございまして、それに対しまして、令和3年度におきましては、調定が大きく5,000万円ほど伸びまして、その理由につきまして、やはり農業所得の増が大きくて、その分についてなりまして、この2,760万円の補正予算となっております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） それでは、2点目お願いします。

12ページ、やはり歳入ですけれども、土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金事業なんです、除雪の関係で想定したよりも内示が少なかったということで、5,300万円ほどの減額ですが、当初幾らぐらい見込んだものがこの結果的にこういう数字、内示額になったのか。それと、大きく減った原因についてお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

当初の算定は、雪寒道路除雪ということで、9,300万円の3分の2で6,200万円を見込んでおりました。そこに内示が13%ほどしかこなくて、どういうことだということを開き合わせしたところ、令和2年度の豪雪地帯について重点配分をしているということで、近隣の市町村も軒並み同じようなベースになっております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 大変な状況だなというふうに思いますけれども、こんな豪雪の年に減られるというのも何か割り切れない気がします。3点目は22ページの歳出になりますけれども、農林水産業費の備品購入費、一番上ですけれども、これはタブレットというような説明だったと思うんですが、これは農業委員さんたちがどんなふうにするためのタブレットになるのでしょうか。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

農業委員会というのは、主に農地パトロールの現地調査で活用したいと考えております。その現地調査、今までは紙で持って行ったんですが、タブレットで運用するということです。

そのほかにですが、農地の賃貸借の売買の相談ですとか、農地の苦情対応、あと農業委員の活動報告ですか、とまた、タブレットを使った研修、ウェブ研修などにも活用したい。あと農地パトロールのみならず農地の災害調査などにも活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 4点目になります。

25ページの観光施設費18負担金補助及び交付金のところですが、これ志賀高原除雪組合負担金ということで、今年随分雪が多かったんですが、これ町の負担分が減額になっているって、これがちょっと説明いただきたいなと思うんですが、どんなルールでこれ、除雪組合の負担というのはなっていたのでしょうか。それで、今回負担が減った理由についてもお願いしたいと思えます。

議長（高山祐一君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

志賀高原除雪組合の負担金の算定につきましては、過去5年間の除雪費の一番大きいのと一番低いのを除いた真ん中の3年間分を平均した額から負担金を算定しておりますので、当初よりも今年の雪に関係なく負担金額が減ということになります。

だから、過去は雪が少なかった年ということで減額になっております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） ということは、今年、極端に多かったのが来年度算定するときは、じゃ、大きいとか小さいとか除外しちゃうから、相変わらず増えないということになるんですかね。その辺お願いします。

議長（高山祐一君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

そうですね。また来年が今年以上となれば今年の部分が算定の中に入ってきますけれども、来年が下がれば今年の分、一番伸びたとすれば今回は除外されます。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにどうぞ。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 2点あります。

まず第1点は、先ほどのタブレット、22ページのタブレットの関係ですけれども、利用方法は伺いました。タブレットの台数と、伺いたいのは台数と先ほどの利用目的の内容は、そうすると、農業委員会事務局のパソコンのほうにはそれだけのデータが蓄積されているということではなければ使えないわけですから、その辺のシステムのソフトの入力はもうお済みなんですか、その2点。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

台数は19台です。1台4万円の19台の76万円ということでございます。

それで、質問にはなかったんですが、全額補助金で買えることになります。コロナ対策の、経済対策の一環ということで補助がきます。

それと、通信費用については、約30万円ぐらいかかるんですが、そのデータについてですが、それはまたこれも来年度予算計上してあるんですが、農地ナビの情報、平成29年度から更新していなかったんですが、その情報を令和4年度で更新します。そのデータをそっくり活用する中で、農業委員さんの現地農地パトロールがスムーズにいくように、現地で相談されてもスムーズに答えられるような情報を令和4年度で更新していくという計画であります。

以上です。

議長（高山祐一君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 前から指摘していますように、GNSSも含めて、GPSの上ですけれども、それも利用して、農地情報、正確に把握するようということをお願いしていますので、これ、これだけの台数を入れたということになれば、さらに有効活用できるんだと思いますので、ただ入れただけじゃない活用をお願いします。

それでは、2点目お願いします。

21ページの衛生費のコロナ対策予防費1,992万円、これは説明ではたしか私、3回目の接種

だというふうに向ったような気がするんですが、これ当初予算が委託料が全部委託料だけじゃなくて全て入れて、このコロナ対策予防費のところで4,300万円ほどの当初予算あります。今回この委託料1,992万円というのは、3回目の接種ということによろしいですか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、3回目の接種に当たりましては、国のほうで前倒しの要望がまいりまして、2月中旬に高齢者のほうのワクチン接種を終了するよう全力でやりなさいというような指令がまいりました。

このようなことから、町とすれば大規模な接種会場を用意しまして、昨日もやっていたわけですけれども、文化センターと地域福祉センターの2か所を活用してやるというようなことから、会場費、それから運営のドクター、看護師等のスタッフ、こういった部分の中で追加の予算が必要になったということでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） というふうになりますと、この補正を入れて、1回目、2回目の方で最初の町側の情報では83%となったんですけれども、いわゆる対象者、12歳以上で。先日の説明、91%でしたっけ、そこまできました。その数字も入り、なおかつその10%分の未接種者さんが入って、それも当然100%にするんだという数字の下に、この補正という考えでよろしいでしょうか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

先般、一般質問の中でお答えをしている数字、これ2月末現在でありますけれども、その数字にプラスして3月中に行う予算、当然これ予算の中でやるわけですから、こういったものも加味しますと、3月中に打ち終える部分とすれば、希望者のほぼ全員ができるだろうなというようなふうには考えておりますけれども、ただ何ていいんでしょうか、比較的2回目接種した方の3回目の予約状況が8割ちょっとというようなことにもなっておりますので、こういった部分のところが、どうしてこの数字なのかという分析には至っておりません。

ですので、はっきりとした打ち終えるというそのパーセンテージにつきましては、ちょっと今、お答えができないかなというところでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにございますか。

2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） 2番 湯本るり子です。

4点ほど伺いたいんですけれども、ちょっとダブるかもしれませんが。先ほど渡辺議員の質問の私が答弁でうまく聞き取れなかったんですが、26ページの土木費道路橋梁費のところで、町

道除雪1億円は分かるんですけども、国からのほうですか、社会資本整備総合交付金事業ということで5,300万円減になっているんですけど、その分一般財源が増えているんですけども、この辺はどういう理由なのかちょっとお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

26ページの土木費の道路維持費委託料につきましては、このような状況の中で除雪費が大幅に増えておることから1億円を増額するものであります。

先ほど渡辺議員にお答えした内容でございますけれども、国からの交付金、補助金ですね、これを当初6,200万円予定しておりましたけれども、昨年、令和2年度のいわゆる大規模な交通渋滞とか起こした地域への重点配分ということで、長野県内13%から14%ぐらいの当初要望に対しての配分が大幅に減ったということから、減額をするものでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） じゃ、ほかの地域も減ったからということなんですけど、じゃ、それを町の一般財源で賄っているということなんですか。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

そのとおりでございます。

議長（高山祐一君） 2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） それと、私の勉強不足なんですけれども、19ページの戸籍住民基本台帳のところで、住基台帳システム改修ということで、すごく予算が増えているんですけども、この内容、すみません。以前に説明してもらったのかもしれませんが、私が理解していないのでお願いいたします。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

住基システムと戸籍のほうのデータベース等の形を連動させるシステムの中でありまして、マイナンバーとの連携等も含めて改修というような形になります。

ただ、具体的な仕様がまだ国のほうから出ていないという当初、総務課長の説明でもありましたが、その関係で全額繰越明許費のほうで来年度へ繰り越して、歳入にするということでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） すみません。それと関連というか国庫補助金のことで、今の補助金と併せて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがあって、この使い道というか、いろんなところでこの名称が出てくるので、どんなところに使っているか、すみません。

説明をお願いします。12ページに、上にあるところです。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

今回の補正にかかわらず、この臨時交付金につきましては、様々な事由に使われておりまして、例えば観光商工課のほうで行っている事業者支援だとか、あるいはコロナに関するいろいろな必要なもの、例えば消毒であったり、空気清浄機であったり、そういったものも含まれますし、今回の補正のみならず様々な事業にこの臨時交付金というのは使用されておまして、たまたま今回の補正に出てくるのは、その一部ということでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） すみません、もう一つ。32ページの、これも説明あったかと思うんですけども、すがかわふれあいセンター増築改修工事施工監理で予算がマイナスになっているんですけども、何か予定のことができなかったとか、そういうことなんでしょうか。お願いします。

議長（高山祐一君） 教育次長。

教育次長（宮崎弘之君） お答えします。

こちらの施工監理費に関しましては、当初の予算よりも契約が下回ったということで、この予算の分を減額するものであります。

以上です。

議長（高山祐一君） 関連ですか。

2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） すみません。予定が変わったということでいいんですか。その改修工事、管理費、改修工事施工監理ということで。

議長（高山祐一君） 教育次長。

教育次長（宮崎弘之君） お答えします。

当初予定しておりましたより契約の金額のほうが安く済んだということでありまして、何か減ったとか、そういうものではございません。

以上です。

議長（高山祐一君） 5番 湯本晴彦君。

5番（湯本晴彦君） 1点だけお願いします。

9ページの町税ですけれども、2項の固定資産税、現年課税分が5,000万円増額ということで、これもあれですか、渡辺議員が質問したように、ちょっと堅く見たことなのか、それとも何かほかの要因があったのか、そこは教えていただければと思います。

議長（高山祐一君） 税務課長。

税務課長（常田和男君） お答えします。

固定資産税の現年課税分でございますが、令和3年度につきましては、コロナ減免がございまして、固定資産税の家屋と償却資産についてそういった特例が引っかかるということでございまして、当初予算の段階で全ての可能性がありましたので3億7,400万円ほど見ていたんですが、結果、最終的に3億400万円ほどの申請であったということから、そこで7,000万円ほど調定が上がってきております。その分、今回この補正をさせていただきました。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第2号を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

議案第3号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第3号を採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第3号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第4号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺です。

3ページの歳入、繰入金の部分なんですが、3,156万6,000円の減額ということで、予想したとおりかなというふうに思うんですが、この取り崩す予定で保険税の据置きというようなこと

になったんですが、結構な額の基金繰入れ中止ということで、つじつまよくこれ、金利以外はゼロということで理解しますが、これ決算時点で積立てに転じるようなことはないんですか。その辺の見通しについてちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらの繰入金の減につきましては、一番大きな要因とすれば、前年度の繰越金が非常に多額であったという部分がございます。こういった部分の総合的な調整の中で、繰入金の基金繰入金が減額になったということになりますが、さらに基金を積み立てるという部分については、決算見込みの中でこれからどんなふうになるかという部分については、ちょっと予想できませんが、おおむね繰越金のほうは返すお金で繰越金を調整させてもらいたいということを考えておりますので、基金積立てにはしないというふうに考えております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第4号を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第4号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第5号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第5号を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第5号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1

号) は原案のとおり可決されました。

議案第6号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番(渡辺正男君) 8番 渡辺正男です。

正確には2点お願いしたいと思います。

6ページの負担金補助及び交付金の部分ですが、居宅サービスが3,500万円減の、その分、地域密着型にプラス3,510万円というようなことで、総額とすれば大きく変わっていないかもしれませんが、この地域密着型というのは、なぜこんなに増えるんですか。その居宅介護サービスがコロナの影響かもしれませんが、その辺の、なぜこれだけ増えているかという部分の理由について説明お願いしたいと思います。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

全てがそうということではございませんが、昨年、町の社会福祉協議会の地域福祉センターで行っているデイサービスについて、地域密着型への移行の部分が半分ほどございました。

こういった部分で中身が大きく変わっているのかなと、積み重ねの問題もございますけれども、1つの考えられる理由とすれば、そんなところもあるのかなというところでございます。

以上です。

議長(高山祐一君) 8番 渡辺正男君。

8番(渡辺正男君) 同じページでお聞きしたいんですけども、ただいまの説明いただいた説明の欄、そこで居宅介護サービス等、地域密着で3,500万円のやり取りありますけれども、左側の特定財源のところを見ると、ルール分というんですか、そういう部分で増えたり減ったりというのがあるのがちょっと理解しづらいというか、支払準備基金からの繰り入れ2,300万減は分かるんですけども、ほかの国からくる分とか県からくる分、その中で全体が減るのであれば全部が減るといふふうに考えますけれども、その中で調整交付金についてはかなり2,672万ですか、全体の中でこれ、それぞれのルール負担分というのはこれでつじつま合っているんですか。その部分とそれに係って、先ほど言った調整交付金、これが大幅に増額になった理由についてお願いしたいと思います。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

まず、ルール分というお話になってくるわけですけども、国のほうのルール分については前年度、本年度、来年度、この3か年でルールの調整を行っております。

しかるに、今回この財源内訳の形を見れば、県のほうが約580万円減額になっていて、国が500万円伸びているというような形ではありますが、本来、当初予算のところではいきますと、保険給付費において、それぞれのルール分で財源内訳、載せているわけではありますが、どうやっても国のほうにつきましては、当該年度で申請して、決定になった部分については翌年

度精算という形になりますもので、本来決定した部分については、本年度納入されてしまいますもので、調整のほう上げると。しかるに、予算のほうも上げていると。

片や県のほうは、当該年度で精算が入りますので、その分調整をして減額しているというようなことになりますので、その内容については3か年の中について、国のほうではルール分で負担金額が一致するというご理解をいただきたいと思います。

また、調整交付金の増額の理由でありますけれども、これはインセンティブの兼ね合いもありますので、うちのほうでの配分、国のほうでの配分が今年については多かったということで予算とすれば堅く見ていたから、その分、増額した部分が結構いい金額になったということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） すみません。今、インセンティブという言葉出てきましたけれども、これ仕掛けとして国保なんかでは保健所努力支援とか、そういった特別な取組をしているところに充当配分するような仕掛けのことだと思うんですが、これが高く評価されたというか、算定をしていただいたというのは、町のどこにそういうインセンティブな配分をしてもらえる要素があったのか、その辺についてお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

詳細についてはちょっと私、把握してございませんので、申し訳ございません。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第6号を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第6号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第7号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第7号を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

-
- 8 議案第 8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第 9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について
 - 13 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
 - 14 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 15 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 16 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 17 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 18 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程第8号から日程第18号までの11議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) これより議案ごとに質疑を行います。

議案第8号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第9号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第10号及び議案第11号について一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第12号から議案第14号について一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第15号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第16号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第17号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第18号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第8号から議案第18号までの11議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第18号までの11議案を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

19 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

20 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程第19 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第20 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

議案第19号及び議案第20号について、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第19号及び議案第20号の2議案を社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号及び議案第20号の2議案を社会文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

-
- 2 1 議案第2 1号 令和4年度山ノ内町一般会計予算
 - 2 2 議案第2 2号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 2 3 議案第2 3号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 2 4 議案第2 4号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 2 5 議案第2 5号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 2 6 議案第2 6号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 2 7 議案第2 7号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算

議長(高山祐一君) 日程第21 議案第21号から日程第27 議案第27号までの7議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) これより議案ごとに質疑を行います。

議案第21号について質疑を行います。

11番 小林克彦君。

1 1 番(小林克彦君) 2点お願いします。

ページでいくと89ページ、コロナ対策予防費、8目の委託料の3,059万円、これは総事業費でいくと、先ほどお話ししましたような昨年は4,300万円、今年は4,700万円ということになっていますが、この内容ですね。3回目接種までは先ほどの質疑でお答えいただきました。委託の金額も大きいんですけども、3,000万円の事業内容をお願いします。

議長(高山祐一君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

こちらの予算につきましては、4月から稼働するものになってございますので、今回3月の補正で前倒し分の予算も含めてやりましたが、こちらのほうは、来年の9月までに係る予算について計上をしてございます。

主にはお医者さんの委託料、看護師さんの委託料、こういった人材面の委託料はほぼといっ

ていいかと思いますが、これから4月から9月までにかかる1回目、2回目並びに3回目、こういった部分のところの費用ということで計上をしてございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） としますと、12歳未満、5歳から11歳までというのは、まだここには含まれていないということです。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） 私、申し遅れて、今の小児の関係も当然、この中には入ってございます。ですので、小児の5歳から11歳までの子については、1回目、2回目のワクチン接種がございまして、こういった費用についてもこちらに入っております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにございせんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第23号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第24号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第25号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第26号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を行います

議案第27号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第21号から議案第27号までの7議案を予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第27号までの7議案を予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いします。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおりで予定しておりますので、ご確認願います。

正副委員長及び各部会長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう、審査日程により、あらかじめ関係課と打合せの上、審査をお願いします。

議長（高山祐一君） 以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前10時48分)